

薬 第 4727 号
平成 26 年 3 月 27 日

各関係団体長 様

大阪府健康医療部長

大阪府薬物の濫用の防止に関する条例の一部を改正する条例の施行について（通知）

「大阪府薬物の濫用の防止に関する条例の一部を改正する条例」（平成 26 年条例第 52 号。以下「改正条例」という。）については、平成 26 年 3 月 27 日に公布され、平成 26 年 4 月 1 日から施行されます。

つきましては、本条例の改正の趣旨、内容及び施行に当たっての留意事項は下記のとおりですので、知事指定薬物の適正な取り扱いについてご留意ください。

記

第 1 改正の趣旨

大阪府薬物の濫用の防止に関する条例（平成 24 年条例 123 号）第 9 条に規定する知事指定薬物による府民の生命、身体等に対する危害の発生を防止するとともに、公の秩序又は善良の風俗を維持するため、所持（使用又は販売目的を除く）、購入、及び譲受けを禁止するものであること。

第 2 改正の内容

- 1 条例第 10 条第 1 項第 1 号から第 3 号の規定を削除したこと。（改正条例第 10 条第 1 項関係）
- 2 知事指定薬物を条例第 10 条第 2 項で定める医療等の用途以外の用途に供するために所持（使用又は販売目的を除く）すること、購入すること、及び譲り受けることを新たに禁止行為に追加したこと。（改正条例第 10 条第 2 項第 1 号関係）
- 3 条例第 12 条（警告）及び第 13 条（販売中止等の命令）の対象として知事指定薬物の所持（販売目的を除く）、購入、譲受け、及び使用に係る行為を追加したこと。（改正条例第 12 条、第 13 条関係）
- 4 改正条例第 13 条（販売中止等の命令）に違反した場合には 2 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処することとしたこと。（改正条例第 17 条関係）
- 5 改正条例第 10 条第 2 項第 1 号の規定に違反した場合には 1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処することとしたこと。（改正条例第 18 条第 1 項関係）

- 6 改正条例第10条第2項第3号に違反した場合には6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処することとしたこと。（改正条例第19条関係）
- 7 その他所要の規定の整備を行うこととしたこと。

第3 施行期日

平成26年4月1日から施行するものであること。

第4 条例改正の施行に当たっての留意事項

- 1 改正条例第10条第2項に基づき知事指定薬物の「所持」の行為が新たに禁止されるが、この所持には、改正前の条例第10条第2項第2号及び4号に基づき禁止されていた知事指定薬物の「販売又は授与の目的で所持」「使用する目的で所持」の行為を含むものであること。
- 2 研究者及びその他の者が、知事指定薬物を、医療等の用途以外の用途に供するために所持している場合には、条例施行日以降、条例による規制の対象となることから、施行日前までに当該知事指定薬物を廃棄すること。なお、知事指定薬物を廃棄するときは、焼却による方法等当該指定薬物を回収することが困難となるような方法で行うこと。
- 3 2の場合において、研究、業務等のため当該指定薬物を継続して取り扱うことを必要とする事情がある場合には、当該用途について、大阪府知事あて「人の身体に対する危害の発生を伴うおそれがない用途」であることの確認を得ること。なお、当該確認を得るための手続については「大阪府薬物の濫用の防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則の施行について（通知）」（平成25年3月8日付け薬発第4126号大阪府健康医療部長通知）の第3の2に準じて確認すること。

薬務課麻薬毒劇物グループ
TEL: 06-6941-9078（直通）
FAX: 06-6944-6701